観測第二課

（観測第一課の所掌事務）

第七十二条　観測第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　下層気象の精密な観測及び上層気象の標準観測並びにこれらの成果の統計に関すること。

二　下層気象及び上層気象の精密な調査に関すること。

三　下層気象及び上層気象の観測技術に関すること。

四　下層気象及び上層気象に関する気象測器の試験及び改良の実施に関すること。

五　（略）

六　図書及び資料の刊行及び整理に関すること。

（観測第二課の所掌事務）

第七十三条　観測第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　超高層気象の精密な観測及びその成果の統計に関すること。

二　超高層気象の精密な調査に関すること。

三　超高層気象の観測技術に関すること。

四　超高層気象に関する気象測器の試験及び改良の実施に関すること。

五　太陽及び大気の輻射の観測並びにこれらの精密な調査に関すること。

第七十四条　削除

（危機管理調整官）

第九十四条の二　管区気象台の総務部に、それぞれ危機管理調整官一人を置く。

2　危機管理調整官は、管区気象台の所掌事務に係る実施計画に関する事務のうち危機管理に関するものの企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（情報セキュリティ管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（情報セキュリティ管理官）

第九十四条の三　管区気象台の総務部に、それぞれ情報セキュリティ管理官一人を置く。

2　情報セキュリティ管理官は、管区気象台の所掌事務に関する情報システムに係る情報の安全の確保及び情報システムの最適化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第九十四条の四・第九十四条の五　（略）

（削る）

観測第二課
観測第三課

（観測第一課の所掌事務）

第七十二条　観測第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　下層気象の精密な観測及びその成果の統計に関すること。

二　下層気象の精密な調査に関すること。

三　下層気象の観測技術に関すること。

四　下層気象に関する気象測器の試験及び改良の実施に関すること。

五　（略）

（新設）

（観測第二課の所掌事務）

第七十三条　観測第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　上層気象の標準観測及びその成果の統計に関すること。

二　上層気象の精密な調査に関すること。

三　上層気象の観測技術に関すること。

四　上層気象に関する気象測器の試験及び改良の実施に関すること。

五　図書及び資料の刊行及び整理に関すること。

（観測第三課の所掌事務）

第七十四条　観測第三課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　超高層気象の精密な観測及びその成果の統計に関すること。

二　超高層気象の精密な調査に関すること。

三　超高層気象の観測技術に関すること。

四　超高層気象に関する気象測器の試験及び改良の実施に関すること。

五　太陽及び大気の輻射の観測並びにこれらの精密な調査に関すること。

（危機管理調整官）

第九十四条の二　管区気象台の総務部に、それぞれ危機管理調整官一人を置く。

2　危機管理調整官は、管区気象台の所掌事務に係る実施計画に関する事務のうち危機管理に関するものの企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（新設）

第九十四条の三・第九十四条の四　（略）

（情報システム管理官）

第九十五条の三　管区気象台（大阪管区気象台に限る。）の気象防災部に、情報システム管理官一人を置く。

2　情報システム管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　情報システムの管理に関すること。

二　情報システムの利用に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。